

京都市告示第 9 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成23年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託する徴収事務の内容	委託する期間
特定非営利活動法人くらしネット21	京都市北いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで
特定非営利活動法人音の風	京都市岡崎いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同 上
株式会社マンアップ	京都市左京東部いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同 上
特定非営利活動法人劇研	京都市左京西部いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同 上
財団法人京都府部落解放推進協会	京都市中京いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同 上

特定非営利活動法人きょうとNPOセンター	京都市東山いきいき市民活動センター及び京都市伏見いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同	上
特定非営利活動法人崇仁まちづくりの会	京都市下京いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同	上
特定非営利活動法人ふれあい吉祥院ネットワーク	京都市吉祥院いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同	上
京都市中唐戸児童館運営委員会	京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同	上
株式会社丸起	京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同	上
地域環境整備雇用みどりの会	京都市久世いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同	上
株式会社ワン・ワールド	京都市醍醐いきいき市民活動センターの使用料, コピー機の利用料及び物品売払い代金 (NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。)	同	上

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)